

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月16日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	産業廃棄物の減量その他適正処理に関する多量排出事業者の自主的な取組をより促進する。
内容	事業活動に伴って多量(年間1,000トン以上)の産業廃棄物を排出する事業場を設置している多量排出事業者に既に義務付けられている産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出並びに当該処理計画の実施状況の報告の義務について、違反した者を過料の対象とすることとする。
関連条項	第33条
必要性	現行法では多量排出事業者の処理計画の作成・提出に担保措置がなく、本来なら多量排出事業者に該当する事業者であって処理計画の作成・提出をしていない者も少なからず存在する。 都道府県は、現行制度に基づいて提出された処理計画を公表するだけでなく、必要に応じて分析して事業者を提供し更なる取組に役立てているが、処理計画の作成及び提出並びに当該計画の実施状況に係る報告に担保措置がないことから、これらの取組の効果も限定的なものにとどまっている。 そのため、計画の提出を担保する何らかの措置が必要である。
費用	
遵守費用	そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては過料の対象とはならず、負担は生じない。
行政費用	特になし。
その他の費用	特になし。
便益	多量排出事業者の処理計画提出手続を過料により担保することにより、公表による透明化や適切な評価の実施等により排出事業者の自主的な取組をより促進することができるようになる。

想定される代替案							
代替案①	産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出並びに当該処理計画の実施状況の報告の義務に違反した事業者について、勧告、公表、命令及び罰則の対象とすることとする。						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては過料の対象とはならず、負担は生じない。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特になし。</td> </tr> </table>	遵守費用	そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては過料の対象とはならず、負担は生じない。	行政費用	特になし。	その他の費用	特になし。
	遵守費用	そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては過料の対象とはならず、負担は生じない。					
行政費用	特になし。						
その他の費用	特になし。						
便 益	多量排出事業者処理計画の提出をより確実に担保できるが、多量排出事業者処理計画の提出等に違反すること自体は直ちに不適正処理やそれに起因する生活環境保全上の支障を招くものではないところ、罰則を受けた場合には事業者が有している廃棄物処理施設の許可までもが取り消され処理が行えなくなることとなり事業者にとって大きな負担となる。						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>現行法では多量排出事業者の処理計画の作成・提出に担保措置がなく、本来なら多量排出事業者に該当する事業者であって処理計画の作成・提出をしていない者も少なからず存在するため、計画の提出を担保する何らかの措置が必要である。産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出等の義務に違反した事業者について、勧告、公表、命令及び罰則の対象とすることは、より確実な提出等の担保となるが、罰則を受けた場合には事業者が有している廃棄物処理施設の許可までもが取り消され処理が行えなくなることとなり事業者にとって大きな負担となる。このため、計画提出等に違反した事業者に対し、過料を用意することが適当である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「本制度(多量排出事業者処理計画制度)の円滑な実施を確保するため、多量排出事業者処理計画を提出しない事業者に対する担保措置を設け、実効性を確保することが必要である。」とされている。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。</p>

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

規制の内容	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性等	産業廃棄物の減量その他適正処理に関する多量排出事業者の自主的な取組をより促進するため、事業活動に伴って多量（年間1,000トン以上）の産業廃棄物を排出する事業場を設置している多量排出事業者に既に義務付けられている産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出並びに当該処理計画の実施状況の報告の義務について、違反した者を過料の対象とすることとする。		
	関連条項	第33条	
想定される代替案	代替案① 産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出並びに当該処理計画の実施状況の報告の義務に違反した事業者について、勧告、公表、命令及び罰則の対象とすることとする。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては勧告、公表、命令及び罰則の対象とはならず、負担は生じない。	そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては過料の対象とはならず、負担は生じない。	
(行政費用)	特になし。	特になし。	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	多量排出事業者の処理計画提出手続を過料により担保することにより、公表による透明化や適切な評価の実施等により排出事業者の自主的な取組をより促進することができるようになる。	多量排出事業者処理計画の提出をより確実に担保できるが、多量排出事業者処理計画の提出等に違反すること自体は直ちに不適正処理やそれに起因する生活環境保全上の支障を招くものではないところ、罰則を受けた場合には事業者が有している廃棄物処理施設の許可までもが取り消され処理が行えなくなることとなり事業者にとって大きな負担となる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	現行法では多量排出事業者の処理計画の作成・提出に担保措置がなく、本来なら多量排出事業者に該当する事業者であって処理計画の作成・提出をしていない者も少なからず存在するため、計画の提出を担保する何らかの措置が必要である。産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出等の義務に違反した事業者について、勧告、公表、命令及び罰則の対象とすることは、より確実な提出等の担保となるが、罰則を受けた場合には事業者が有している廃棄物処理施設の許可までもが取り消され処理が行えなくなることとなり事業者にとって大きな負担となる。このため、計画提出等に違反した事業者に対し、過料を用意することが適当である。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会意見見申において「本制度（多量排出事業者処理計画制度）の円滑な実施を確保するため、多量排出事業者処理計画を提出しない事業者に対する担保措置を設け、実効性を確保することが必要である。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。		
備考			